

意見書案第 6 号

精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者を神奈川県重度障害者医療費給付  
補助事業補助金の対象とすることを求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり  
提出する。

令和元年 9 月 27 日提出

提出者	綾瀬市議会議員	佐竹百里
賛成者	同	古市正
同	同	橘川佳彦
同	同	内山恵子
同	同	上田博之
同	同	笠間功治

精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者を神奈川県重度障害者医療費給付  
補助事業補助金の対象とすることを求める意見書

神奈川県では、平成 24 年度から精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者が重度障害者医療費給付補助事業補助金の対象となり、精神科以外の医療費負担もなくなった。

一方、対象とならない精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者であっても、長年にわたり抗精神病薬の服薬を続けているため、その副作用により精神科以外の診療を受ける機会が多く、医療費が大きな経済的負担となっている。

また、精神障害の特性から、長らく就労することが非常に困難であり、生活を支えることが難しく、それを支援している家族等も高齢化しているため、今後、支えていくことが困難である。

よって、県においては、精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者も重度障害者と捉え、重度障害者医療費給付補助事業補助金の対象とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 9 月 27 日

綾瀬市議会議長 松 澤 堅 二

神奈川県知事 あて

( 提案理由 )

精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者も重度障害者と捉え、重度障害者医療費給付補助事業補助金の対象とすることを求めるため、神奈川県知事に意見書を提出いたしたく提案するものであります。